

令和7年度 一般会計歳出 第8款2項1目 12節(18) その他業務委託料

受付 番号	種目番号 -	連絡先	委託担当 医療局がん・疾病対策課 担当者名 村上 TEL 671-2453
----------	-----------	-----	--

## 設 計 書

- 1 委託件名 令和7年度がん検診個別勧奨通知等作成業務委託
- 2 履行場所 受託業者に一任
- 3 履行期限 契約締結日から令和7年8月29日(金)まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特記事項 委託契約約款  
個人情報取扱特記事項  
電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- 6 現場説明  不要
- 7 委託概要 個別勧奨通知の送付にあたり、通知の作成及び印刷、印字用データ  
の印字、納品までの一連の作業

8 分割払

- する ( 回以内)  
請求書に基づく支払い
- しない

分 割 払 の 基 準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
計					

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む。

委託代金額		(¥	_____	.-)
(概算金額)				
内訳	業務価格	(¥	_____	.-)
	(概算金額)			
	消費税相当額	(¥	_____	.-)
	(概算金額)			

## 内 訳 書

業務内容	形状 寸法等	数量 ( )は概数	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
がん検診個別勸奨はがき (国保加入者用) (個人情報印字)	仕 様 書 の と お り	(270,000)	枚			
がん検診個別勸奨はがき (国保加入者用) (個人情報印字なし)		500	枚			
がん検診個別勸奨はがき (国保非加入者用) (個人情報印字)		(1,310,000)	枚			
がん検診個別勸奨はがき (国保非加入者用) (個人情報印字なし)		500	枚			
子宮頸がん検診個別勸奨はがき (国保加入者用) (個人情報印字)		(43,000)	枚			
子宮頸がん検診個別勸奨はがき (国保加入者用) (個人情報印字なし)		500	枚			
子宮頸がん検診個別勸奨はがき (国保非加入者用) (個人情報印字)		(350,000)	枚			
子宮頸がん検診個別勸奨はがき (国保非加入者用) (個人情報印字なし)		500	枚			
校正		1	式			
印字データ作成		1	式			
諸費 (運搬等)		1	式			
合計						

# 仕 様 書

委託者は横浜市とする。

委託者及び受託者は、契約書及び約款に基づき、この委託契約の業務内容について、その詳細を次のとおり定める。

- 1 委託件名  
令和7年度がん検診個別勧奨通知等作成業務委託
- 2 委託内容  
がん検診個別勧奨通知等作成業務
- 3 履行期間  
契約締結日から令和7年8月29日（金）まで
- 4 履行場所  
受託業者に一任
- 5 納品物及び数量

	項 目	仕 様	数 量 ( )は概算
①	がん検診個別勧奨はがき（国保加入者用） （個人情報印字）	サイズは定形郵便物のはがき Z折り圧着はがき（6面） 4色フルカラー印刷 コート紙	(270,000)
②	がん検診個別勧奨はがき（国保加入者用） （個人情報印字なし）		500
③	がん検診個別勧奨はがき（国保非加入者用） （個人情報印字）		(1,310,000)
④	がん検診個別勧奨はがき（国保非加入者用） （個人情報印字なし）		500
⑤	子宮頸がん検診個別勧奨はがき （国保加入者用）（個人情報印字）		(43,000)
⑥	子宮頸がん検診個別勧奨はがき （国保加入者用）（個人情報印字なし）		500
⑦	子宮頸がん検診個別勧奨はがき （国保非加入者用）（個人情報印字）		(350,000)
⑧	子宮頸がん検診個別勧奨はがき （国保非加入者用）（個人情報印字なし）		500

## 6 個人情報の印字について

作成物の各項目について、委託者が提供する住民情報データ(必要に応じて受託者が加工する)を元に宛名等の印字を行う。併せて、カスタマーバーコードを生成し印字すること。

### (1) 印字単位

対象者 1 人あたり 1 通

### (2) 貸与データ

住民情報のデータ及び外字データを支給する。受領の際は、セキュリティの高い配達手段を使用すること。

提供媒体

CD-R を正・副貸与する。

データ形式

CSV データまたは Excel データ、カンマ区切りまたはセル区切り  
外字は横浜市独自で T T E ファイル形式で提供する。

データ仕様	
文字コード	UTF-16 (LE)
外字情報	有
レコード形式	可変長 CSV
データ並び順	ソートなし。並び順は要調整
ユニークキー	IN2 (スクランブル整理番号)
BOM	有
サロゲート	有
改行コード	CRLF
修飾子	有 ダブルクォーテーション

ファイルレイアウト		
①	印刷連番	有
②	スクランブル整理番号	有(例：4200568951 10桁)
③	郵便番号	有(ハイフンあり、半角 例：223-0001)
④	住所	全角(例：中区港町一丁目4番4号)
⑤	方書	全角
⑥	カナ氏名	全角(例：ヨコハマ ヨウコ、空白も全角)
⑦	漢字氏名	全角
⑧	生年月日	和歴(例：昭和50年5月20日)
⑨	性別	有(例：男、女)

### ア 提供方法

以下の①から④の住民情報のデータを委託者が作成する。また、個人情報保護のため、暗号化して提供する。受託者は必要に応じ、委託者が提供したデータを加工して送付物に対応したデータを作成する。

	送付物	生年月日
①	がん検診個別勧奨はがき (国保加入者用)	1956年4月2日～1986年4月1日
②	がん検診個別勧奨はがき (国保非加入者用)	
③	子宮頸がん検診個別勧奨はがき (国保加入者用)	1986年4月2日～2006年4月1日
④	子宮頸がん検診個別勧奨はがき (国保非加入者用)	

#### イ 提供時期

契約締結後、詳細を調整の上、提供時期を決定する。

### 7 作成物

作成物は下記4件であり、それぞれのデータの提供時期は契約締結後、調整し決定する。

印刷内容は、原稿データを委託者が提供する。受託者は委託者の求めに応じ、一部内容の加除修正を行う。

仕上がりサイズは1ページあたりが定形郵便物のハガキサイズ（縦 152mm×横 105mm）、Z折り6ページとする。印刷内容は、委託者が提供したデータを元に、受託者は委託者の求めに応じ一部内容の加除修正を行う。

水にぬれても開封及び印刷内容が確認できるようにすること。

- (1) がん検診個別勧奨はがき（国保加入者用）
- (2) がん検診個別勧奨はがき（国保非加入者用）
- (3) 子宮頸がん検診個別勧奨はがき（国保加入者用）
- (4) 子宮頸がん検診個別勧奨はがき（国保非加入者用）

### 8 校正

1回以上とし、2回目以降は必要に応じて行うこと。

校正のスケジュールについては、入稿前に協議の上決定する。

### 9 納品

#### (1) 梱包及び納入方法

成果品の梱包、納入については日本郵便株式会社（以下「郵便局」という。）と委託者及び受託者で協議の上、決定した方法で行うこと。

なお、協議の結果については協議書を作成し、受託者は協議書に基づき履行すること。

協議書は委託者が3部作成し、協議の証として各自1部ずつ保管するものとする。

#### (2) 搬送

成果品の運搬には散逸等の事故が発生しないよう、施錠可能な貨物室を備えた輸送車を使用するなど、搬送物の保全に万全を期すこと。搬送中は落下防止策を講じる等、途中で搬送物の破損・汚染がないよう努めるとともに、搬送及び搬送に付随する作業の過程で、搬送物が外部

に漏れることのないよう厳重に管理すること。万一事故が発生した場合には、直ちに委託者に連絡すること。

(3) 納品場所

納品場所は、委託者が指定する納品場所と郵便局とする。ただし、郵便局から別途、納品先について指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(4) 料金後納郵便物差出票（以下「差出票」という。）を代行作成し、日本郵便株式会社（以下「郵便局」という。）の「郵便区内特別郵便物」又は「区分郵便物」として特別料金及び特別割引等の適用を受けることのできる条件を充足したうえで成果物の梱包・データの作成等を行い、差出業務を代行すること。詳細な割引条件については、郵便局と調整の上、行うものとする。

(5) 受託者は郵便物を差し出した後、郵便局から受領印を押印された差出票を回収すること。

(6) サンプルの納品

作成物のサンプルを、令和7年6月30日（月）～令和7年8月29日（金）のうち、委託者が指定する日までに委託者が指定する納品場所に納品すること。

納品数及び納品場所については、契約締結後に調整し決定する。

(7) 外字等及び別途求めがあった場合の印刷物の引き抜き

外字等の影響で印字ができないものがある場合、郵便局への納品はせず、委託者が指定する納品場所に別途納品する。また、委託者から引き抜き用のデータ（氏名、生年月日、住所が記載されたもの）の提供があった場合、引き抜き方法を協議し、対応を行うこと。

(8) 納品期日

令和7年7月7日（月）～令和7年8月29日（金）のうち、委託者が指定する日とするが、委託者及び受託者、郵便局の3者で十分に協議し、決定すること。

10 貸与品及び成果品の管理

成果品は、納品期日まで施錠可能な場所で厳重に保管すること。

(1) 貸与品は、使用時以外、返還日まで施錠可能な場所で厳重に保管すること。

(2) 汚損又は毀損した個人情報印字書類のうち、委託者が返還を求めたものを除くものについては、その枚数を委託者に報告するとともに、責任を持って焼却処分すること。

11 個人情報の取扱について

横浜市が規定する「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」に基づいた取り扱いとする。なお、落札業者には、後日個人情報の保護管理体制について、所定様式により報告を要する。

12 その他

関係契約約款及びこの仕様書に定めのない項目について疑義が生じた場合は、お互い協議のうえ、横浜市の指示に従うものとする。